

新たに創業する 皆さまを応援します！



令和8年度

敦賀商工会議所・福井県

新規創業支援事業（福井県事業）のご案内

概要

市内で新たに創業を行う際の初期費用を支援します。

対象者	以下①～④の要件を全て満たす者 ① 令和8年4月1日以降に創業した者 （ただし、当所が認める場合は、令和8年3月1日以降に、敦賀市内で創業した者も対象とする。） ② 事業を行うために必要な許認可、届出または免許を取得していること ③ 商工会議所等の支援機関の指導を受けて事業実施計画書（交付申請書内）を作成すること ④ 経営安定のため、支援機関による経営指導を継続して受けること
対象事業	創業に関する事業 （公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる事業は除く）
補助限度額	20万円
補助率	2／3以内
応募締切	令和9年2月26日まで（随時受付） <small>※予算がなくなり次第、受付を終了します。</small>

■ 対象経費、応募方法などは裏面をご覧ください。

■ 対象経費（以下の全てを満たすもの）

- (1) **創業前6ヶ月以降に支出したもの**（創業定義...個人：開業届出に記載の創業日、法人：登記日）
- (2) **令和8年4月1日以降に支出したもの**
- (3) 事業実施に必要なと敦賀商工会議所が認める以下の経費

経費区分	内 容
事業拠点開設	創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費、店舗等借入費、事務所等改装費（ただし、価格が税抜50万円以上のものを除く。）、事業開始に必要な機械器具等の購入・改良・借用・修繕に要する経費（ただし、価格が税抜50万円以上のものを除く。）、その他必要と認められる経費
商品開発事業	従業員旅費、専門家謝金、専門家旅費、資材購入費、外注加工費、試作用機械器具等購入費、機械改造費、借損料、会場借料、会場整備費、サンプル作成費、雑役務費、通訳・翻訳料、委託費（ただし、その事業の全てを委託するものを除く。）、産業財産権等取得費、資料購入費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、その他必要と認められる経費
販路開拓事業	従業員旅費、専門家謝金、専門家旅費、販路開拓用機械器具等購入費（ただし、取得価格が税抜50万円以上のものを除く。）、会場借料、会場整備費、サンプル作成費、借損料、雑役務費、通訳・翻訳料、委託費（ただし、その事業の全てを委託するものを除く。）、資料購入費、広告宣伝費、ホームページ作成費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、その他必要と認められる経費

■ 応募方法

【応募締切】 令和9年2月26日まで（随時受付）※ 予算がなくなり次第、受付を終了します。

【提出先】 〒914-0063

福井県敦賀市神楽町2丁目1番4号

敦賀商工会議所 中小企業相談所 宛

【提出までの流れ】

①申請書の作成
敦賀商工会議所のHPから応募様式をダウンロードして作成してください。事業計画は、必ず支援機関（商工会、商工会議所、金融機関、士業など）の指導を受けて作成してください。
②添付書類の準備
<ul style="list-style-type: none">・ 受付日が記載された開業届の写し（個人事業主の場合）・ 全部事項証明書の履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）・ 補助経費の請求書および支払が行われたことを証する書類（領収証など）（個人法人共通） ※ クレジットカード支払いの場合は引き落としの証明も必要となります。・ 福井県の県税に滞納がないことを証明事項とする納税証明書（個人法人共通）・ 申告所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税の滞納がない旨の証明書（個人事業主の場合）・ 法人税、消費税および地方消費税に滞納がない旨の証明書（法人の場合）・ 事業を行うために必要な許認可、届出または免許の写し（該当する場合のみ）
③提出 敦賀商工会議所の窓口まで持参してください。

【お問合せ先】

■ 敦賀商工会議所 中小企業相談所

TEL：0770-22-2611 FAX：0770-24-1311 E-Mail：tcci_soudan@tsuruga.or.jp

URL：http://www.tsuruga.or.jp

■ 福井県産業労働部創業・経営改革課

TEL：0776-20-0537 FAX：0776-20-0678

E-Mail：sougyoukeiei@pref.fukui.lg.jp